

・昭和村除雪オペレーター育成支援事業

補助対象者

村内の国・県・村道及び公共施設の除雪を行う事業所又は村直営オペレーターとして勤務を希望するもの。

除雪機械 オペレーター 養成

- 55歳未満の者
- 村税の完納

目的

冬期間の村内のライフラインを確保し、村民の安全・安心を担保するため、村内事業所及び直営除雪オペレーターの養成に対する支援を行う。

【 補助対象経費 】

- ①大型特殊免許取得費
- ②車両系建設機械運転技能講習費

※大型自動車免許取得費は補助対象としない

【 補助率及び補助上限額 】

上記①, ②の経費…実費の1 / 2以内

1人1回10万円限度

1人受験回数1回分まで対象

※資格取得者が資格取得後、3年以内に当該事業所又は村直営オペレータを退職した場合は、補助金を返還するものとする。

ただし、村長が特に認める場合は、返還免除とする。